

命令文の倒置と追加補充文

Inversion of the Imperative and Complete Sentence

井 上 次 夫
Tsugio INOUE

一 はじめに

本稿は、談話における命令文の倒置について取り上げ、主に複文の観点からその構造を考究すること、命令文と形態上切れているが意味的連関を持つ後接文として「追加補充文」を指定し、命令文との接続関係を明らかにすること、以上の二点を目的とする。

- (1) a 投げさせろ、壺を。(ローマ)
b ……大事にしてやれよ、咲ちゃんは健太だけが頼りなんだから。(テレビ)
c 風邪ひくから、早く脱げよ、今、僕のシャツ出すから。(同右)
d 入れ! いい酒があるぞ!(純情)

(1) a・bには「倒置」と言われる現象が見られる。したがって、これらは基本的語順(正置)に復元することができる。ところが、(1) cの場合、同様に復元しようとする問題が生じる。命令文述語の後の「今、僕のシャツ出すから」の部分はどうか処理すればよいだろうか。また、(1) dの発話を構成する二つの文は意味的連関性を持ち、仮に第一文の理由を第二文が表すと考えると倒置に類した表現と言えそうであるが、果たして倒置文としてよいだろうか。

二 先行研究

命令文は勧誘文・依頼文とともに「聞き手に動作の遂行をもとめる」という意味特徴を持つ通達的なタイプとしての^{注1}「さそいかけ文hortative sentence」の一類である。また、「話し手が相手たる聞き手に自らの要求に沿った動きの実現を訴えかけ・働きかける」といった^{注2}「発話・伝達のモダリティ」を帯びる^{注3}「働きかけの文」の一類である。これまでの命令文研究は、^{注4}「命令文」という表現意図・モダリティとその表現形式との照応関係、命令文の構文・意味・機能の特徴の記述であり、そこでは^{注5}「命令文」及び命令文それ自身が研究の対象とされ、命令文とその後接文との接続関係が扱われることはなかった。

いっぽう、倒置については「倒語」といった語レベルのほか、文を構成する各成分(文節)相互の慣用的にはほぼ定まっている配列順序、つまり基本的語順(正置)から外れた「出発するよ、すぐに。」「渡したかい、彼に本を。」等の文レベルで、主に平叙文・疑問文について論じられてきた^{注6}。

そのような中で、命令文の倒置に触れたものに宮地(一九八四)がある。そこでは性質上の各種の文について倒置の制約を概観しているが、命令文に関しては内容上必須である述語の前置には抵抗感が少なく、その制約の小さいことが指摘されている。ただし、単文についてのことであって、複文については後考に待っている。

三 倒置と追加補充

詩歌において、倒置は語の転倒配置という「措辞」の問題であり、

倒置法という「修辭」の問題である。したがって、倒置には表現効果をあげようという意図が認められる。

(2) a 人間よ／もう止せ、こんなことは

b やはらかに柳あをめる／北上の岸辺目に見ゆ／
泣けとごとくに
(高村光太郎「ほろほろな駝鳥」部分)
(石川啄木「一握の砂」)

ところが、日常の談話において頻繁に見受けられる倒置は「話線の調節が困難である」という話しことばの性格によるところが大きいと思われる。形式上は倒置であるが、多くの場合、言い足りないこと、よりはっきりさせたいこと等をあとから追いかけて言い添え補足的に追加した結果がそうなるのであるとみる方が自然であろう」という考えがある¹⁶。この問題を夙に橋本(一九五九)は、文法の問題として次のように述べている。

(3) 待つて むたまへ。 すぐ いつて くるから。

僕もいつたよ。きのふ。 出た 月が。

金ではありません。これは。

どうしたのだ。こんなにおそく。

かやうなのが倒置である。これは言ひ落したのをあとから付け加へるのであつて、その後で切れてゐるが、意味はつゞくのであり、そのイントネーションもつゞく場合と同様なやうにおもはれる。追加文節とでもいふべきであらう。
(一五五・一五六頁)

つまり、倒置という現象を談話文法の観点からみると、倒置された全体を基本的に一文とみる立場(倒置説と呼ぶ)と、後置部分を追加補充のための一文とみる立場(補充説と呼ぶ)が存在する。両者の立場は形態と意味・機能の面から区別される。倒置説では、基本的語順であるべきところの一部をひっくり返したもので、元に戻せば一つのまとまり(統一性)のある文をなすと考える。そして、文の肝要必須の内容(述語部分)を先行させることからくる強調等の表現効果を認める。

これに對して、補充説では文の肝要必須の内容(述語部分)の先行を日常の談話における話しことばの時間的制約等の性格から捉え、後置部分の基本的語順(正置)への復元の可否を問題とせず、先行内容に対する後置部分の追加・補足といった意味・機能面を重視する。

以上の観点に基づいて、冒頭に示した(1) a・b・cを正置へ復元することを考えてみよう。傍線は論者。以後、同じ。

(4) a 壺を投げさせろ。

b ……咲ちゃんは健太だけが頼りなんだから、大事にしてやれよ。

b' 咲ちゃんは健太だけが頼りなんだから……大事にしてやれよ。

(1) aは敵に攻城櫓を攻撃された下士官ケステイウスが反撃のために油の入った壺を投げるように命じた絶叫である。切迫した場面での発話であり、(4) aのように基本的語順で冷静に命令する猶予はない。また、(1) bは氣象予報官の幸雄が別れに際して、若い健太に幼妻の咲子をやれよ」の強調効果が失われる。また、(4) b'では中途にある間の意味が(1) bに對して不自然なものとなるばかりか、(1) bの冒頭にあってじっくり考えた末に発したことを表す間の意味あいに変質してしまう。このように倒置の正置復元によって意味・機能上の変化が生じる。なお、形態上の不都合が生じることはない。

ところが、(1) cの正置復元には形態上の問題が生じる。つまり、同様に後置部分の正置復元を行ってみると、次のように文法的に不適格な文となるのである(非文として*印を付す)。

(5) a *風邪ひくから、今、僕のシャツ出すから、早く脱げよ。

b *今、僕のシャツ出すから、風邪ひくから、早く脱げよ。

つまり、形態面重視の倒置説では(1) cの後置部分「今、僕のシャツ出すから」の説明ができないことになる。

命令文の倒置と追加補充文

これに対して、補充説では正置復元の可否を特に問題としないので、(5)のような議論は存在しない。ただし、(1)cの後置部分をどう考えるか、すなわち、一文と認めるか否かという議論は残る。

そこで、後置部分の性質を探るために(1)cの命令文述語の前後の部分の交替(6)a、後置部分の消去(6)b、前置部分の消去(6)c、その正置復元(6)dを以下に行ってみる。意味的に不自然な文には？印を付す。

- (1) c 風邪ひくから、早く脱げよ、今、僕のシャツ出すから。
 (6) a 今、僕のシャツ出すから、早く脱げよ、風邪ひくから。

b 風邪ひくから、早く脱げよ。

c? 早く脱げよ、今、僕のシャツ出すから。

d? 今、僕のシャツ出すから、早く脱げよ。

すると、コンテキスト(文脈)の与えられていないとき、(6)c・dは(6)bと比べて意味的に不自然である。なぜなら「僕のシャツ出す」事態と「早く脱げよ」という働きかけとの因果関係に明瞭さが欠けるからである。だから、例えば、その理由・根拠が(6)aの後置部分「風邪ひくから」のごとく補われるとようやく意味が通ずることになる。ところが、その(6)aにしても(1)cと比べると自然さにおいてやや劣るように感じられるのはなぜであろうか。次の二点から考えてみる。

- (7) a 「早く脱げよ」と働きかける理由・根拠として「風邪ひくから」と「今、僕のシャツ出すから」に甲乙の差がある。
 b 「今、僕のシャツ出すから」は「早く脱げよ」と働きかける理由・根拠にはならない。

(7)aは「早く脱げよ」と働きかける理由・根拠として「風邪ひくから」が言語外世界の知識と照らし合わせてみて妥当であると言うのである。他方の「今、僕のシャツ出すから」も理由・根拠となり得ないわけではないが、それを理由・根拠として処理するために要する労力は大きいと言わねばならない。したがって、こちらの理由は働きかけ

との関連性^{注7}が低く、理由・根拠として「風邪ひくから」に劣る。すなわち、情報の関連性・重要度の高い「風邪ひくから」の前置が見られる(1)cのほうが、それが後置される(6)aよりも自然さにおいて勝るように感じられるのであろう^{注8}。

いっぽうの(7)bについて、白川(一九九五)が示す次の(8)「ドウシテ」テストで検証してみる。

- (8) 一般に、「S₁カラS₂」という文において、S₁が理由を表しているならば、S₂は「ドウシテ」で問う質問文に対する答になるはずである。

- (9) a A 早く脱げよ。/ B どうして?
 A 風邪ひくから。
 b A 早く脱げよ。/ B どうして?
 A? 今、僕のシャツ出すから。

白川に従えば、(9)bのAに見られるような「から」は理由を表さない「カラ」とされる。つまり、「今、僕のシャツ出すから」は「早く脱げよ」と働きかける理由にはならないことになる。しかし、白川が不適格とする次の例文を見ると、問題がないわけではない。

- (10) a 父 「すまないけど、辞書を取ってきてくれ。」
 娘 「どうして？」
 父 「*書斎の机の上にあるから。」
 b ウインピー ハンバーガーを買いお金、貸してくれよ。
 ポパイ どうしてだい?
 ウインピー *火曜日に返すから。(Cf. 財布を忘れたから。)

(10)aの父の答に*印が付くのはそのような質疑応答が想定できないという理由らしいが、果たしてそうだろうか。このようなやり取りは日常の談話で容易に観察できるのではなからうか。父の依頼の理由は、例えば「意味を調べたいから」「今、こっちは手が離せないから」「お

井上 次夫

前しかないから」といった理由等に限定されるのではなからう。また、「なぜ山に登るのですか？」という質問に「そこに山があるから」と英国の登山家マロニーは答えている。確かに禅問答のようでもあるが、登山の理由にはかならない。とすれば、父の答は？印もしくは適格であるとされるべきところではないか。

さらに、父の答に*印が付された本当の理由は(10)bの参照例から推察可能となる。つまり、不適格文ゆえに実際には用いられないというよりも、理由それ自体として不適当であるというのであるようだ。すると、(10)bについて言えばそもそも「お金を借りる理由」として適否があるのか、カラ従属節の主観性という点から考えても問題が出てこようし、倒置の観点からは正置「火曜日に返すから、ハンバーガーを買うお金、貸してくれよ。」も、その倒置「ハンバーガーを買うお金、貸してくれよ。火曜日に返すから。」も適格文である。お金を借りる以上、財布を忘れた、持ち合わせがないといった理由は推測が容易であり自明のこととして、ウィンピーはこの場合むしろ、借りたお金は火曜日に必ず返すことを条件(理由)として借金を申し出ていると語用論的に解釈されるのである。ここに、理由を表すか否かを判定する「ドウシテ」テストの命題は破棄されることになる。

さて、以上の検討から(9)bのA「今、僕のシャツ出すから」は「早く脱げよ」の理由を表さないとするのではなく、(7)aでみたように関連性・重要度の低い理由を表すとして認定するのが妥当であると考えられる。なお、(10)bをもとに次のような例文を作ってみる。

- (11) 財布を忘れたから、ハンバーガーを買うお金、貸してくれよ。
火曜日に返すから。

すると、これは冒頭で示した(1)cと同じ構文であり、前置部分「財布を忘れたから」が一義的な理由、後置部分「火曜日に返すから」が追加補充した二義的な理由であることができる。

四 命令文の内的構造と意味

ここでは、命令文の倒置と追加補充の関係を考察するにあたって、次の三タイプの内的構造を持つ命令文を取り上げる。

(I) 従属節十主節

例「せっかく買ってきたんやから、食べろよ(兎の眼)」

(II) 主節十追加節(後述四・二)

例「上がった。ご飯の支度ができているから(三毛猫)」

(III) 従属節十主節十追加節

例「風邪ひくから、早く脱げよ、今、僕のシャツ出すから(テレビ)」

すなわち、条件を表す従属節と主節とから構成される複文を観察対象とし、節と節との意味関係について接続助詞またはそれに準ずる表現形式に基づいて整理を行う。

四・一 従属節十主節

(I) 従属節十主節のタイプから見えていく。条件表現の分類については阪倉(一九九三)を参考にする。

〔1〕順接仮定条件

①偶然仮定

例「剣で破壊できるものがあつたらやつてしまえ!(ローマ)」

②必然仮定

例「いいか、井上、もし美保さんを連行しようというのなら、俺を撃ち殺してからにしろ!(純情)」

③恒常仮定

例「頭が痛ければ、やめなさい(永野一九七五)」

〔2〕順接確定条件

①偶然確定

例「*『どなたがいらっしゃるのか』と尋ねたところ、『あの方、この方、この方』と答えなさい(作例)」

②必然確定(理由)

例「危いから、もつと、あっちへいつてなさい(永野一九五二)」
「給料は日当計算で支払ってやるから、二階から自分の荷物を持っておいで(突破)」

③ 恒常確定

例「*頭が痛い、やめなさい(永野一九七五)」

「*京都へ行くと、必ず博物館に立ち寄り(作例)」

〔3〕 逆接仮定条件

例「帰って来ねえときがあっても安心してろ(村上一九九三)」

「それがよくなろうと悪くなろうと、一切気にかけるな(ピルマの竖琴)」

〔4〕 逆接確定条件

例「ともかく、容疑者は死亡してしまったが、関谷の犯行という線で洗ってみろ(三毛猫)」

現代語において、偶然確定及び恒常確定の条件下(②)①③で相手たる聞き手に命令を働きかけることはできないのである。

四・二 主節十追加節

主節に後置する部分が形態面から倒置の現象と見られても、意味・機能面から追加補充と考えられる場合が橋本の「追加文節」であった。そこで、複文を考察対象とする本稿では形態上、主節に後置し、意味・内容を追加補充する機能を持つ「追加文節」のうち、特に従属節であるものを便宜上「追加節」と呼ぶことにする。

さて、四・一の挙例をここでのタイプに変換させてその適否を観察しても、その意味及び制約について(Ⅰ)従属節十主節タイプと基本的に変わることは見られない。

四・三 従属節十主節十追加節

このタイプは、前掲(Ⅰ)と(Ⅱ)とが組み合わさった構造を持つ、談話に特有の構文タイプである。その典型文である「くカラ十命令文述語十カラ」文については既に三で取り上げ、倒置と追加補充の観点から検討を加えた。そして、形態上、後置部分の正置復元が不可能なことから倒置とみられないこと、したがって、意味・機能上、追加補充とみるのが妥当であることを述べた。ここでは、句読点とイントネーションの観点からあらためて主節の後置部分を従属節とするか、追加節とするかについて考えておく。

(12) a 風邪ひくから、早く脱げよ、今、僕のシャツ出すから。

b たいこ焼は暑いから、アイスクャンデーにしなさいよ。(1) c 先生おごつてあげるから。(兎の眼)

命令文主節の後、(12) a と (12) b とには句読点の相違が見られる。前者は読点、後者は句点である。(12) a は読点で続くから全体で一文、(12) b は句点で切れるから二文としてよいだろうか。句読点の有無の起因としてイントネーションを挙げることができようが、この場合、両者ともに命令文主節の後は下降調のため、その根拠とすることはできない。いっぽう、橋本(一九五九)が追加文節の説明に関して「待つてゐたまへ。すぐいつてくるから。」等を例示した後、「これは言ひ落したのをあとから付け加へるのであつて、その後で切れてゐるが、意味はつくのであり、そのイントネーションもつく場合と同様なやうにおもはれる」と述べていることは既に引用した(3参照)。そこで、イントネーションについてこの例で見ると(12) a でも(12) b でも追加文節の末尾では下降せずに続いているため、両者ともに追加文節であるということになる。つまり、イントネーションから見ると、(12)の発話は追加文節を含んで全体で一文となる。ただし、この場合、後置部分を形態上どう扱うかについては依然として問題が残る。

そこで、後置部分に一つの文の資格を与える立場が出てくる。この立場では、次の例のように後置部分を命令文の内容に追加補充を行う文(省略文)であると主張することになる。

(13) a 風邪ひくから、早く脱げよ、今、僕のシャツ出すから(早ク脱げヨ)。(テレビ)

b たいこ焼は暑いから、アイスクャンデーにしなさいよ。先生おごつてあげるから(アイスクャンデーニシナサイヨ)。(兎の眼)

c もう遅いから早く帰りましたまへ。私も早く帰つてやるんだから、妻君のために。(こころ)

c' もう遅いから早く帰りましたまゑ。私も妻君のために早く帰ってやるんだから(「君モ」早く帰リタマエ)。

このような「追加節」の存在は、次章の「追加補充文」の指定へと通ずるものである。

五 命令文の接続関係

前章では命令文内の意味関係を中心に観察し、「 $\hookrightarrow$ カラ+命令文述語+ $\hookrightarrow$ カラ」文を取り上げ、それが二文となる可能性について述べた。本章では、その可能性を見定めるため、命令文とその後接文といった二文を取り上げ、その接続関係を考察する。後接文には命令文と意味的連関性 $\wedge$ 条件—帰結 $\vee$ を有すると思われるものを取り上げ、それを「追加補充文」と呼んで通常の後接文と区別する。考察に関しては四・一で示した条件表現の分類を援用する。

五・一 前接文+命令文

文に $\wedge$ 仮定 $\vee$ のモダリティを想定することはできないので、前接文が仮定条件を表現することはない。したがって、四・一の「(1) 順接仮定条件と(3) 逆接仮定条件は考察の対象外となる。また、(2) 順接確定条件①偶然確定、③恒常確定も想定不可能であったため考察の対象外となる。この結果、(2) 順接確定条件②必然確定(理由)と(4) 逆接確定条件の二つが残る。そこで、四・一の例文から接続助詞等を取り除いてその関係を観察する。また併せて実例も示す。

「(1) 順接確定条件・必然確定(理由)」

- ア 危い。もつと、あっちへいってなさい。(四・一「(2) ②」)
- イ 給料は日当計算で支払ってやる。二階から自分の荷物を持つておいで。(同右)
- ウ ガスが洩れてる! 隣近所を避難させろ!(三毛猫)
- エ ————なあ、若いの。そうやって手をつかれても、お前にどの程度の度胸があるか、判断がつかないんだ。むだなことはよしな。(幽霊)

「(2) 逆接確定条件」^{注)}

- ア ともかく、容疑者は死亡してしまった。関谷の犯行という線で洗ってみろ。(四・一「(4)」)
- イ 間もなく、夜食に饅頭を配る。それを食ったら、すぐに寝ろ!(テレビ)
- ウ イラン国内に敵機が二機いる。追跡するな。繰り返す、追跡するな。(衝突)

五・二 命令文+追加補充文

「命令文+追加補充文」のタイプは意味関係に着眼すると、倒置現象の観点から「命令文 $\uparrow$ 追加補充文」と、時間的線条性の観点から「命令文 $\downarrow$ 追加補充文」と二通りに捉えることができる。

五・二・一 追加補充文から命令文への接続

まず、追加補充文(前件に相当)から命令文(後件に相当)への接続を考える。前項と同様の理由によって順接確定条件(必然確定・理由)と逆接確定条件とが残る。そこで、四・一または五・一の例文から前項と同様に接続助詞等を取り除いてその関係を観察する。

すると、以下の通り、順接確定条件については成立するけれども、逆接確定条件については成立しないことが明らかになる。

「(1) 順接確定条件・必然確定(理由)」

- ア もつと、あっちへいってなさい。危い。(四・一「(2) ②」)
- イ 二階から自分の荷物を持つておいで。給料は日当計算で支払ってやる。(同右)
- ウ そこに置いとけ。充分に反省するまでは、こらしめてやる必要がある。(純情)
- エ 火矢を用意しろ。目標の風上に立って、抵抗中の船をすべて炎上させる。(ローマ)
- オ 何も言うな。未果が悪いんじゃない。(突破)
- 「(2) 逆接確定条件」
- ア? 関谷の犯行という線で洗ってみろ。ともかく、容疑者は死亡してしまった。(四・一「(4)」)

命令文の倒置と追加補充文

イ?それを食ったら、すぐに寝ろ! 間もなく、夜食に饅頭を配る。

(五・一 (2) イ)

ウ?追跡するな。イラン国内に敵機が二機いる。繰り返す、追跡するな。

(五・一 (2) ウ)

ただし、(2) 逆接確定条件はコンテキスト(文脈)が与えられないとき、順接確定条件(理由)の解釈がなされがちである。すなわち、順接が無標(unmarked)、逆接が有標(marked)であるため、通常、追加補充文は接続助詞「から」を補うことのできる理由文として解釈される傾向にあると考えられる。なお、逆接の場合「走れ。間に合わないかもしれないけど(作例)」「しつかりしなさいよ! さつきはあんなに勇敢だったのに(三毛猫)」のように逆接の接続助詞の使用が必須となる。

五・二・二 命令文から追加補充文への接続

次に「命令文→追加補充文」をみる。文の接続が「文と文とが接続して、線条的論理的文脈を構成すること」(『日本文法大辞典』)であることからすれば、今、「命令文(前件)+追加補充文(後件)」について考察することこそ本来的であろう。ここでも四・一で示した条件表現の分類を援用する。

さて、命令文は「話し手が相手たる聞き手に自らの要求に沿った動きの実現を訴えかけ・働きかける」文であるから、命令文の述語内容は未だ実現・確定していないものである。したがって、前件たる命令文において確定条件を表すことは考えられず、命令文が前件として表すのは仮定条件に絞られる。以下、その仮定条件について具体的に考察していく。

〔1〕順接仮定条件 α

相手たる聞き手が、前件の命令内容・事態の実現を図るならば、後件の追加補充文が表す内容・事態に至るといえるものである。

(14)

- a 入れ! いい酒があるぞ! (純情)
b 俺に任せろ! この手で犯人の首を引っこ抜いてやるぞ! (同右)

c 火矢を用意しろ。目標の風上に立って、抵抗中の船をすべて炎上させる。 (ローマ)

d だって考えてごらんないよ。水原さんは中尾社長ににらまれて、万年平社員。服装もパツとしないし、安月給。その家があんまり立派だったら困るでしょ。 (純情)

e ここでつまらない噂を立てられて、その出鼻をくじかれてみる。今までの努力も、これからの希望もめちゃくちゃになる。 (村上 一九九三)

「くしてみる」の形式が仮定的な状況を差し出すとの指摘は(村上 一九九三他)で行われているが、語彙レベルのものであり、本稿のように命令文といった文のレベルで統一的に言及するものではない。

〔2〕順接仮定条件 β

順接仮定条件 α は、命令文に「バ」の後接(例「入れバ、いい酒があるぞ!」、追加補充文に「ソウスレバ」の前接(例「入れ! ソウスレバ、いい酒があるぞ!」)が可能である。

これに対して、順接仮定条件 β は、命令文に「ナケレバ」の後接、追加補充文に「サモナイト」の前接が可能である。すなわち、相手たる聞き手が、前件の命令内容・事態の実現を図らないならば、後件の追加補充文が表す内容・事態に至るといえるものである。

(15)

- a お前たちも逃げなさい! 吹っ飛ばされるわよ! (三毛猫)
b とつとと出て行け! 叩き出すぞ! (幽霊)
c そこらにいる、軽装歩兵を投入しろ。騎兵では立て籠った敵を制圧できん。 (ローマ)
d さあ、急ぎなさい、学校に遅刻しちゃうわよ。 (衝突)
e 急げ! ガスに引火したら…… (テレビ)

(14) 及び (15) の中には追加補充文が理由を表すとも考えられる例があるが、ここでの $\wedge$ 条件―帰結 $\vee$ の主張に影響するものではない。この点については六であらためて述べる。

〔3〕逆接仮定条件

前件の命令内容・事態の実現を図ったとしても、その実現から帰結すると想定される内容・事態とは反対の、追加補充文が表すところの内容・事態に至るといものである。

(16)

- a そんなもんはうっちゃとけ。後悔せんぞ。
(衝突)
- b ご焼香してらっしゃい。馬鹿らしいかもしれないけど、気持ち形を表すことだって大事だわ。
(三毛猫)
- c 我われ復員兵に時のプレジデント、トルーマンがくれた褒美なんだ、さあ喰え、さあ飲め。一週間ホテルもレストランのフリーパス。すべてただ。
(テレビ)
- d おーい、ホテルで一番高いワインと一番高い食べ物をくれ！
(同右)
- e くだらんことを言うな。人間、死んでしまえば、一切が無だ。
(突破)

逆接仮定条件は、命令文に「テモ」「トコロデ」の後接(例「そんなもんうっちゃとけ」といテモ、後悔せんぞ。)、追加補充文に「ソウシテモ」の前接(例「そんなもんはうっちゃとけ。ソウシテモ、後悔せんぞ。」が可能である。命令形が仮定の意味を表すとの指摘は既にあるが「よかれあしかれ、もう終わったことだ」「いいにせよ、悪いにせよ、いづれはつきりすることだ」「仮にそう言ったにしろ、許してやれよ」『国語学大辞典』、やはり語彙レベルのものであり、本稿のように連文レベルで命令文全般に言及するものではない。

以上、命令文と追加補充文の接続について、接続助詞またはそれに準ずる表現形式を参考にしながら整理してきた。しかし、実例の中にはそれら接続の表現が使用されている場合があるので、以下に示しておく。接続表現の使用は、二文の接続関係を明示するものである。

(17)

- a とにかく俺の言うとおりにしなよ。今にも死にそうなのフリしてろ。そうすりゃ皆喜んで契約する。
(テレビ)
- b 情報を入れ続ける。そうすれば、万事うまくいく。(衝突)

- c すぐに出て行け！ さもないと――〇番するぞ。
(突破)
- d 「私二」かぶれてもかまわないから、その代わりこの前言ったとおり、お父さんの生きているうちに、相当の財産を分けてもらっておきなさい。それでないとして決して油断はならない。
(ころ)

六 追加補充文と追加節

命令文に後接する追加補充文と命令文主節に後置する追加節とはどのような関係にあるのだろうか。ここでは、一般に理由を表すと考えられる「命令文＋カラ」を糸口にして考えていく。

さて、接続助詞「から」について白川(一九九五)は理由を表さない用法を指摘している。そして、その用法の出現について形態面から次のような指摘を行っている。

(18)

「S₁カラS₂」(その変形の文型も含む)の「カラ」が理由を表さないとき、S₂には、かならず、聞き手の何らかの行為を要求する表現(命令・禁止・依頼・勧誘など)が来る。

この「から」について本稿では一義的な理由を表すのではなく、「追加補充した理由」を表すとした(三参照)。今、これを理由の希薄化と見て「から」の終助詞的用法、追加節と追加補充文の連続性を考える。

(19)

- a そんなこと、気にするなって。フロント・ガラスとバンパ
ーは、うちの悪徳弁護士に修理してもらうから。
(突破)
- b 早く上がれよ、そのままいいから。
(テレビ)
- c 未果振り向くな。いま、奴らを撒くから。
(突破)

(19) a の追加節は理由を表す。順接仮定条件の△帰結△の解釈は成立しない。次の(19) b の追加節もその点同様であるが、理由を表す点については「早く上がれよ」の一義的な理由を表すものではなく、雨に濡れていても遠慮は不要だという追加補充の理由を表す。いっぽう、(19) c

命令文の倒置と追加補充文

の追加節は理由または△帰結△の解釈が成立可能である。このとき、△帰結△の解釈が行われると、相対的に理由としての意味が希薄化する。

以上のことから、カラ追加節が意味・機能上、次に見る追加補充文と連続性を有することが根拠付けられる(形態面については四・三)。
では、「カラ+終助詞」形式をとる追加補充文について見よう。

(20) a 慌てるな。約束は約束だからな。(突破)

b せめて、せめて、あの世で、楽しろよ！ あの世で金になる紙銭、たくさん、たくさん、燃やしてやるからなあ！

c おれらにまかせとけ、な、鉄ツン。かならずキチ(犬ノ名)をとりもだしたるから、な。(テレビ)

d アルコールで悲しみが消えるはずはないが、どんどん飲めよ。酔えば、少しは気持ちになるだろうからな。(突破)

(20) a の追加補充文は理由を表す。順接仮定条件の△帰結△の解釈は成立しない。次の(20) b もその点同様だが、追加補充文には理由に感嘆が加わり理由の意味が希薄化している。いっぽう、(20) c・d の追加補充文は理由または△帰結△の解釈が成立可能である。そして、△帰結△の解釈が行われるとき、相対的に理由としての意味が希薄化する。この点、カラ追加節と同様である。さらに、このタイプの追加補充文では接続助詞「から」が念押しの終助詞的な性質を帯びてくる。

その他、文末が終助詞(21)、終止形(22)である追加補充文の例を以下に挙げておこう。

(21) a ちよつと待て。警告灯がついてるぞ。(衝突)

b おい、寝てろ。本当なら入院させとくところなんだぞ。

c 彼女のそばでは人間らしくふるまいなさい。役に立つわよ。(幽霊)

d 忘れろよ。俺たちの知ったことじゃないぜ。(衝突)

(22) a 伏せろ！ 化け物だ！(三毛猫)

b 心配するな。彼女が日本大使と会ったあと、説明する。(衝突)

c お前らも来い。別に一部屋取ればいい。(純情)

d 「スカレット態勢ノ宣言ヲ」やれ。太平洋軍司令もペンタゴンも一〇秒のうちにそれを知るはずだ。(衝突)

さて、各用例において形態上、次のような操作が可能である。

(19) において、

ア 接続助詞「から」の終助詞「ぞ、よ、わ」等への変換

イ 接続助詞「から」の消去

(21) において、

ア 終助詞「ぞ、ぜ、わよ」等の「から」への変換

イ 終助詞「ぞ、ぜ、わよ」等の消去

(22) において、

ア 文末への接続助詞「から」の付加

イ 文末への終助詞「ぞ、よ、わ」等の付加

以上の操作が可能であることから形態面からも追加節及び追加補充文における接続助詞「から」の終助詞的用法が認定できるだろう。すなわち、理由を表す接続助詞「から」が、理由の意味を希薄化させ、念押しの終助詞的内容を追加補充する機能を持つのである。

この結果、カラ追加節には省略文として追加補充文となり得るタイプ(四・三)のほか、ここで見たように終助詞を伴って単独の追加補充文となるタイプの二種があると考えられる。

七 おわりに

以上、倒置の制約が少ないとされる命令文を取り上げ、従来、研究が単文主流であった倒置について複文の観点から談話における発話文を中心に考察を進めてきた。

この結果、談話において倒置の現象は、追加補充の意味・機能を重視して把握すべきものであることを次の点から根拠付けた。まず、談

話に特有の「くカラ+命令文述語+カラ」文を指摘し、その後置部分に正置還元できない点を示した。次に、命令文の接続関係を明らかにするため「追加節」「追加補充文」を措定し、追加補充を形態面からも裏付けた。追加節は形態上、命令文主節に後置し、意味・機能上、命令文主節の内容を追加・補足する。追加補充文は命令文と意味的連関性へ条件―帰結を持つ単独の文であった。追加節に従属節の下位分類とするか、追加補充文の分類とするかについては、他の接続助詞「けど」「のに」等の終助詞的用法を含めてなお考察を進める必要がある。今後、命令文から同じく働きかけの文である依頼文、勧誘文へと考察の対象を広げていくことが課題である。

注

- 1 村上(一九九三)他。
- 2 仁田(一九九一)。
- 3 国立国語研究所(一九六〇)・上野(一九八三)・仁田(一九九一)・村上(一九九三)等。
- 4 「たね」↓「ねた」、「おんな」↓「なおん」等。『日本語百科大事典』(一九八八・五四五頁)。大修館書店
- 5 橋本(一九五九)・久野(一九七八)・佐伯(一九九八)等。
- 6 『国語学大辞典』(一九八〇・六四六頁)。東京堂出版
- 7 内田他訳(一九九三・一五一頁)。関連性の程度条件として「想定はある文脈中でその処理に要する労力が小さいほど、その文脈中で関連性が高い」とする。
- 8 わかりやすい語順の原則として「重大なものから重大でないものへ」を本田(一九八二・六一頁)は提唱している。
- 9 前接文と命令文の間に、逆接の接続(助)詞を挿入することができる場合。

引用・参考文献

- 上野田鶴子(一九八三)「命令と依頼」『講座日本語の表現3 話しことばの表現』筑摩書房
- 久野暉(一九七八)『談話の文法』大修館書店

国立国語研究所(一九六〇)『話しことばの文型(1)』秀英出版
 佐伯哲夫(一九九八)『要説 日本文の語順』くろしお出版
 阪倉篤義(一九九三)『日本語表現の流れ』岩波書店
 白川博之(一九九五)『理由を表さない「カラ」』『複文の研究上』くろしお出版

田中章夫(一九五九)「近代語における引用の部分の命令表現について」『香川大学文学部研究報告』第一部一二号

永野賢(一九五二)『「から」と「ので」とはどう違うか』『国語と国文学』二九卷二号

——(一九七五)『もしも私が家を建てれば……』の文法』『新・

日本語講座2 日本文法の見えてくる本』汐文社

長野ゆり(一九九八)「仮定を表す「くてみる」の用法について」

『日本語教育』九六号

仁田義雄(一九九二)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房

橋本進吉(一九五九)『国文法体系論』岩波書店

本田勝一(一九八二)『日本語の作文技術』朝日新聞社

宮地裕(一九八四)『倒置考』『日本語学』第三卷第八号

村上三寿(一九九三)『命令文』『ことばの研究6』むぎ書房

内田聖二他訳(一九九三)『関連性理論―伝達と認知』研究社出版

(D.Sperber and D.Wilson)1986:Relevance:communication and cognition. Blackwell.)

用例出典

赤川次郎『三毛猫ホームズの恐怖館』角川文庫、同『純情可憐殺人事件』講談社文庫、同『幽霊暗殺者』文春文庫、南英男『突破』頸文社、柘植久慶『ローマ攻略』中央公論社、灰谷健次郎『兎の眼』理論社、リチャード・ハーマン(大久保寛訳)『米中衝突上』新潮文庫、『テレビドラマ代表作選集一九九六年版』日本脚本家連盟、夏目漱石『こころ』旺文社文庫、竹山道雄『ビルマの竖琴』新潮文庫

(小山工業高等専門学校、一般科目、inoue@oyama-cl.ac.jp)

〔受理年月日 二〇〇一年九月二十八日〕